

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

| | 所管課名 | ものづくり振興課 | 整理番号 | 3-7-18 |
|-----------------------------|--|----------|------|--------|
| 許認可等の種類 | 液化石油ガス設備士になるに足りる者の認定 | | | |
| 根拠法令条例等・条項 | 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の4第2項第3号 | | | |
| 許認可等の概要 | 経済産業省令で定めるところにより、液化石油ガス設備士になるに足りる者として、知識及び技能を有していると知事が認定する。 | | | |
| 審査基準 (未設定の場合 はその理由) | <p>1 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の4第2項第3号</p> <p>2 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則 (平成9年通商産業省令第11号)第93条及び第94条</p> <p>3 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の規定に基づき高圧ガス保安協会が行う講習の実施について必要な事項を定める件(平成9年3月13日通商産業省告示第119号)</p> <p>4 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の基準について(平成19年7月27日付け平成19-07-25原院第6号)</p> | | | |
| 基準の制定根拠 | 法令、通達等に基づく基準 | | | |
| 標準処理期間 (未設定の場合 はその理由) | 20日(処分庁20日) | | | |
| 期間の制定根拠 | 過去の実績 | | | |